

# 「行財政改革大綱2007の策定について」 パブリックコメントの結果

○募集期間：平成19年2月20日～平成19年3月6日  
○寄せられた意見：84件(うち重複意見52件)

## 1 「長期構想の実現に向けた地方分権の担い手としての組織体制の整備」に関して

| 番号 | 意見内容   | 同左に対する考え方   |
|----|--|---|
| 1  | 行革による組織の統廃合(農林、土木事務所の再編など)では、確実に県民に対するサービスの低下を招いている。県民に対し、しっかりと説明をする必要がある。 | 平成16年4月1日に実施した農林・土木事務所の再編にあたりましては、県民サービスの低下を極力防ぐために、地域住民の生活に直結する農業改良・林業普及の相談・指導、道路・河川等の維持管理、除排雪等の業務は、従来どおり9つの事務所で実施することとしたところです。<br>また、全ての市町村や関係団体等へ説明会を行い、県HP、広報紙等による県民の皆様へのお知らせにも取り組んだところです。<br>組織の統廃合等にあたりましては、今後とも、県民サービスの低下を来すことのないよう努めるとともに、県民の皆様にも十分説明を行ってまいりたいと考えております。 |
| 2  | 市町村合併した後、効果が出ているのか。県の管理・指導する体制ができてきているのか。                                  | 地方分権の進展に伴い、県と市町が対等・協力の関係になる中で、県は、市町と密接な連携をとりながら、様々な助言をしております。<br>また、合併後の各市町では、厳しい財政状況の中、行財政改革を徹底し、持続可能で強固な行財政基盤の確立に向けて努力しているところでありますが、その一方で、住民サービスの向上に向けた様々な取り組みも実施・検討されていると承知しております。<br>こうした取り組みの効果は、一朝一夕に現れるものではありませんが、県としては、合併した市町の新しいまちづくりの取り組みを、今後ともバックアップしていきたいと考えております。  |

## 2 「厳しい財政状況の下での財政健全性の維持」に関して

| 番号 | 意見内容   | 同左に対する考え方  |
|----|--|--|
| 3  | 臨時財政対策債を含めた県債残高は、当面の残高目標を1兆円以内とすべき。                | 臨時財政対策債は、交付税の代替措置として発行するものであり、毎年度、国によって各自自治体が発行すべき額が決定されているため、県としてこれを含めた削減目標を定めることは難しいことについてご理解願います。<br>なお、臨時財政対策債を除く県債残高は1兆円以内となっており、平成15年度以降3年連続で減少させてきており、平成18年度及び19年度においても引き続き減少させることができる見込みです。  |
| 4  | 予定を上回る税収は全て繰上返済に充当すべき。                             | 本県財政は退職手当、社会保障関係経費、公債費等の義務的経費の増などにより単年度の収支が均衡しないという大変厳しい状況にあります。<br>この収支不足については基金の取り崩しでまかなうこととなりますが、将来の財政需要の増加等に備えるため、基金残高の確保が重要であると考えており、当面は、税収が予算を上回った場合、基本的には基金の取り崩し額の圧縮に充てることとしております。  |
| 5  | 県税滞納の整理促進を図るため、「県税延滞一覧」を公表するなど回収手法を厳しくすべき。         | 地方税法第22条及び石川県情報公開条例第7条の規定により個人情報公開はできないこととなっていることから、県税延滞一覧の公表はできませんが、大綱案にもあるとおり、滞納整理の促進は税負担の公平を図るためにも大切なことであり、新年度からは動産の差押えにも積極的に取り組み、インターネット公売やタイヤロックを導入することとしております。   |
| 6  | 外部団体を含め、遊休財産を公表し、整理促進を図る。                          | 大綱案にも「遊休財産の整理、処分」を盛り込んでありますが、今後とも、遊休財産については、外部団体を含め、整理を促進することとしています。   |
| 7  | 職員数の削減について、5年間で250人は少ない。一部業務の外部委託を含め、実質500人とすべき。   | 本県ではこれまでも、H15年度からH18年度にわたり、知事部局職員を300人程度削減するなど、全都道府県の平均削減率を上回る形で職員数の削減に取り組んできており(H14→H17 全国:△1.8%、本県:△3.6%)、現在、人口類似の他県と比較しても少なく、簡素な体制となっております。<br>しかしながら、本県を取り巻く厳しい環境を踏まえ、今般、定員適正化計画を見直し、今後5年間で250人程度の削減を行い、これにより、昭和40年代の前半、高度成長期に入る以前の水準にまで職員数を削減することとしております。<br>職員数の削減にあたっては、調理業務や職員研修業務などの外部委託の拡大をはじめ、事務処理の工夫による業務の効率化に努めながら、県民サービスの維持にも十分配慮しつつ行うことが必要であり、この目標は決して低いハードルではないことについて、ご理解願います。 |
| 8  | 職員をどんどん減らして、どのようにこれまでのサービスを維持するのか。<br>(ほかに重複意見 8件) | 職員数の削減にあたっては、一律に削減するのではなく、「県行政の守備範囲の見直し」や民間委託の拡大など民間ノウハウを活用することにより、県民サービスの維持にも十分配慮しながら行うこととしています。  |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 9  | 職員の削減について、これまでの実績を検証し、職場での人員不足により処理能力の限界に近い業務をこなしている職員の声に耳を傾け、適正な人員配置をすべき。      | 職員数の削減は、機械的・画一的に行うのではなく、「県行政の守備範囲の見直し」や民間委託の拡大など、これまで以上に「業務の効率化」に努めながら行うこととしており、職員に過度の負担を強いることがないよう取り組んでいきたいと考えております。  |
| 10 | 職員の給与について、他県も実施済みのところも多いことから、「一般職3%から5%引き下げ」を追加すべき。                             | 一般職の職員の給与については、これまで、給与水準の引き下げや給与カーブのフラット化などの給与構造の改革(H18年度)をはじめ、管理職手当の10%減額などその見直しに取り組んできたところです。他県では、厳しい財政状況から、給与の一律削減を行っているところもあることは承知しておりますが、財政状況が各県で異なり、同列で論じることはできないと考えております。職員の給与につきましては、基本的に、公務員の労働基本権の代償措置である人事委員会勧告を尊重すべきと考えており、一律に抑制するといった方法ではなく、制度本来の趣旨、目的にそった運営を行うことを基本的に、逐次、適切な見直しを行っていきたいと考えております。 |
| 11 | 県議会議員の定数を40名程度に削減すべき。   | 議員定数は、地方自治法でその上限が定められており、石川県では、48人となっているが条例により、これより2人少ない46人となっております。   |
| 12 | 黒塗り公用車の台数を削減し、タクシー利用へ切り替えるべき。   | 大綱案にも「公用車の台数の縮減と小型化推進」を盛り込んでいるところであり、運行実績を踏まえながら、台数の縮減を図っていくこととしています。  |
| 13 | 各種補助金の削減を更に進めるべき。   | 各種補助金については、今回の大綱案においても見直しを行うこととしていますが、今後とも、助成目的の達成状況、市町との適正な役割分担、さらには費用対効果等の観点から不断の見直しを行っていく予定です。  |
| 14 | 多額の収入不足が見込んでいるが、大型公共事業を見直すことはしないのか。<br>(ほかに重複意見 6件)                             | 本県では公共投資の規模が他県に比して大きいことから、近年縮減に努めており、新たな大綱においても、引き続き、投資的経費を抑制していくこととしています。今後は、選択と集中の考え方にに基づき、交流基盤の整備や県民生活の安全安心につながる整備などに重点をおいて行っていく予定です。   |
| 15 | 投資的経費について、県の実力に比して多すぎないか。金沢港周辺への巨額投資、総合スポーツセンター(仮称)へのかけすぎなど、5年間の投資基準を定め極力抑えるべき。 | ご指摘のとおり、本県の投資水準は全国的に高い水準にあることなどから、大綱案にもあるとおり、全国平均を目途に順次抑制することとしています。しかしながら、交流基盤の整備や県民生活の安全・安心に関わる整備など、必要な社会資本の整備はきちんと進めていくことが大切であり、選択と集中により、優先順位をつけながら、必要な整備を進めていくこととしています。  |
| 16 | 「団塊世代」にかかる退職手当債は発行しない。  | 新しい財政の中期見通しでは、退職手当債の発行などの負担の平準化を行った上でも、毎年度140～160億円程度の収支不足が発生することが見込まれるなど厳しい状況にあります。こうしたことから、退職手当債の発行にご理解をいただきたいと思っております。なお、退職手当債を含めた県債残高については、交付税の振り替わりである臨時財政対策債を除き、前年度以下の水準に抑制するよう努めています。   |
| 17 | 県民の共通認識とするため、基本理念に「各年度200億円の収支不足を解消する。」を謳うべき。                                   | 新しい財政の中期見通しでは、負担の平準化対策を行った上でも、毎年度140～160億円程度の収支不足が発生することが見込まれるなど厳しい状況にあります。この収支不足は簡単に解消できるものではありませんが、極力圧縮するため、最大限の行革努力を行っていくこととしています。  |
| 18 | 金利の正常化、利上げに伴う公債費の負担増は「財政の中期見通し」でどんな計算になっているのか。                                  | 地方債の金利は現時点では2%弱の水準で推移していますが、財政の中期見通しでは、今後の上昇分として0.5%程度を見込み、2.5%と設定しています。   |

### 3 「時代の変化や市町・民間との役割分担を踏まえた県行政の守備範囲の見直し」に関して

| 番号 | 意見内容   | 同左に対する考え方  |
|----|--|--|
| 19 | 住民に身近な業務は住民に身近な市町へ権限移譲を積極的に取り組んでほしい。<br>また移譲に伴う市町の負担を軽減するため、県からの業務負担金の交付や職員派遣等を実施したかどうか。 | 県としても、市町への権限移譲を進めていくことは重要なことであると考えており、大綱案の中でも、「旅券の申請受付・交付事務の移譲検討」や「開発許可事務等の市町への権限移譲」を盛り込んでおり、今後も、市町の受入体制を十分勘案し、また市町との協議を行いつつ、逐次進めてきたいと考えています。なお、移譲事務を処理する市町に対しては、その処理件数等を勘案して交付金を交付しており、また、県職員の派遣等についても、市町の状況に応じ、相談に乗ってまいりたいと考えています。 |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 20 | 市町村合併により、県内市町でも権限移譲の受け皿としての基盤の強化が図られてきているが、県と市町との権限分掌で効率化ができてきているのか。  | 合併で町村が市になったことにより、福祉業務等の分野では、これまで県の権限であったものが市へ移譲されています。<br>また、県としては、「住民に身近な事務は、地域の実情を最も把握できる立場である市町において処理することが望ましい」という観点から、市町への権限移譲を進めていくことは重要であると考えております。<br>今般の大綱案においても、「旅券の申請受付・交付事務の移譲検討」などに取り組むこととしており、今後も、市町の受入体制を十分勘案し、また、市町との協議を行いつつ、逐次進めてまいりたいと考えております。  |
| 21 | 高齢者、障害者が悪質業者に狙われ、高額な契約を迫られるケースがある。また、市町の相談体制が脆弱であるように見えることから、県民の安心安全な生活を守るために、県内3箇所にある県の消費生活相談室の廃止には反対する。<br><br>(ほかに重複意見 5件) | 消費者基本法において、県、市町ともに「苦情の処理あっせん等に努めなければならない。この場合において、県は主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理あっせん等を行うものとする。」と定められていることから、今回、県と市町の役割分担を踏まえた相談体制に見直すこととしたものです。<br>廃止までの3年間は、相談件数等を勘案し、必要な市町に対し、新たに、県相談員による巡回相談や市町の担当職員の実務研修を実施することにより、市町の相談体制の充実を促していきたいと考えております。<br>廃止後においても、市町への苦情相談業務支援員の派遣、市町の担当者研修会や事例研究会の開催などにより、住民に身近な市町の相談体制の充実を支援していきたいと考えております。 |
| 22 | 県と金沢市の仕事が重なる部分が相当あるようだ。金沢市との協働のあり方について、無駄が出ないよう取り組んでほしい。  | 今回の大綱案においても、県と市町の役割分担を踏まえ、住民により身近な事務事業については、市町へ移管すべきとの考えから、各種の項目を盛り込んだところです。<br>今後ともこうした考え方にに基づき、他の事務事業についても見直すべきものがあれば、積極的に見直しを行っていききたいと考えております。  |
| 23 | OBがいるため公社外郭団体の管理、運営が甘い。責任体制を明確にし、厳しい対処が必要である。役職員は65歳以上は辞めてもらい、回転を早くすべき。   | これまでも公社外郭団体の運営については、効率的かつ適切な管理運営がなされるよう適宜指導を行っているところです。<br>また、公社等の役職員については、今般の大綱案でも、新たに役員の在任年齢についての規程を整備するとともに情報公開を進めることとしており、一層の透明性の確保に努めることとしております。  |

#### 4 「事務処理の工夫や資産の適正管理による業務の効率化」に関して

| 番号 | 意見内容   | 同左に対する考え方   |
|----|--|---|
| 24 | 看護大学の独立行政法人化には反対する。看護大学は、附属病院もなければ、地理的にも不便な場所にある。また、看護学は、利益の出る研究分野ではなく、企業や病院との合同研究で、収益を得るとことは困難だ。                          | 看護大学においても、時代の変化に対応して、組織、業務のあり方を見直し、運営の効率化を図っていくことは大事なことであり、教育・研究の質の向上、地域貢献体制の強化などの観点から、地方独立行政法人制度の活用・検討を行っていくことは必要であると考えております。  |
| 25 | 県立病院の運営体制の見直し検討となっているが、地域の拠点病院としての役割はどう果たしていくのか。また、地方公営企業法全部適用や地方独立行政法人化は医療の切り捨てに繋がらないのか。県立のまま維持してほしい。<br><br>(ほかに重複意見29件) | 県立病院については、がん医療、救急医療、災害医療などの政策医療や、高度医療等の医療機能を総合的に充実強化することに併せて、めまぐるしく変化する医療環境に迅速に対応できるよう、経営効率化に向けた運営体制の検討を行っていききたいと考えています。<br>こうした中で、地方公営企業法全部適用や地方独立行政法人の検討は、今後考えられる様々な選択肢の一つであり、県立病院のあり方については、県の責任を果たしつつ、県民ニーズに的確に応えていくことを旨として、利用者など関係する方々の声をよく聞きながら検討していききたいと考えています。 |
| 26 | 社会福祉施設等を地方独立行政法人化するのは福祉の切り捨てに繋がらないのか。県立のまま維持してほしい。<br><br>(ほかに重複意見 3件)   | 地方独立行政法人の検討は、今後考えられる様々な選択肢の一つであり、社会福祉施設のあり方については、県の責任を果たしつつ、県民ニーズに的確に応えていくことを旨として、利用者など関係する方々の声をよく聞きながら検討していききたいと考えています。  |
| 27 | 勤務実績の給与への反映は、恣意的なものとなることから、反対する。   | 適切な評価に基づく勤務実績の給与への反映は、能力・実績主義の給与を一層推進する上で重要なことであり、と考えております。<br>また、勤務評価の実施に当たっては、評定項目や評定基準を職員に公表するとともに、評価者の評価能力向上を図るため専門家による研修会の実施や苦情処理体制の整備を図るなど、制度の信頼性や納得性を高めているところであり、ご理解願います。  |

#### 5 その他

| 番号 | 意見内容                                | 同左に対する考え方   |
|----|-------------------------------------|---|
| 28 | 行財政改革の実施及び進捗状況を四半期毎にわかりやすく県民に公表すべき。 | 県では、毎年度、「行財政改革の実施状況及び実施計画」を策定し、議会の委員会においてご審議いただくとともに、ホームページへの掲載を行っております。<br>今後とも、行財政改革の取り組み状況に関する広報に努めていききたいと考えております。 |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 29 | <p>事務事業のスクラップについては、担当課に任せるだけでなく、政策調整監、行政経営課が強いリーダーシップを発揮すべき。</p> | <p>県では、職員が業務に対する目標を立て、自らその成果を評価・公表する「目標管理型行政経営システム」により、県行政のアカウンタビリティ(説明責任)や県民意見の県行政への反映に努めており、評価に対して寄せられる県民の皆様のご意見を、事務事業の改善や、よりよい施策の展開につなげていくこととしております。<br/>     加えて、個々の事務事業についても、毎年度の予算編成を通じ、「選択と集中」を念頭に、スクラップ・アンド・ビルドを徹底しているところ です。</p>            |
| 30 | <p>行政経営課は、行革の推進に向け、責任を持って最後まで職場、職員の声聞いて最善の努力をすべき。</p>            | <p>大綱案にもあるように、庁内の行財政改革推進本部(本部長:知事)を中心に全庁的な体制で職員が一丸となって取り組むこととし、行政経営課においてその進行管理を行うこととしています。</p>   |
| 31 | <p>「国に対する要望」ではなく「提言」とすべき。</p>                                    | <p>現在も、全国知事会等を通じ国に対して、積極的に提案・要望していることから、「国に対する要望」から「国に対する提案・要望」と変更します。</p>   |
| 32 | <p>パブリックコメントの広報が不十分である。<br/><br/>(ほかに重複意見 1件)</p>                | <p>今回のパブリックコメントは、平成16年4月に策定した、「石川県県民意見募集制度(パブリックコメント)指針」に基づき、ホームページへの掲載、県の行政情報サービスセンターや小松合同庁舎、中能登及び奥能登総合事務所の行政相談窓口での閲覧配付、新聞紙面を活用した「広報いしかわ」への掲載、報道機関への情報提供を通じて、県民への周知を図ったところです。<br/>     パブリックコメントについては、今後とも、これらの方法を通じて、県民の方々への広報に努めていくことを考えています。</p> |